

# お知らせ



## 市役所代表

☎<sup>23</sup> 5111

FAX <sup>22</sup> 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

### ❖お知らせの表記

☎…問い合わせ先

☎…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。

### 選挙人名簿の縦覧

9月2日に登録した市選挙人名簿の縦覧を行います。

縦覧期間 9月3日(水)～7日(日)

午前8時30分～午後5時

縦覧場所 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局

☎<sup>51</sup> 6778

### 障害児福祉手当・特別障害者手当をご存じですか

#### ■障害児福祉手当

20歳未満で、政令で定める重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児に対して支給される手当です。ただし、障害を支給事由とする年金の給付を受けている場合、または施設に入所している場合は対象となりません。

#### ■特別障害者手当

20歳以上で、政令で定める重度の障害が重複するなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者に対して支給される手当です。ただし、施設に入所している場合、または病院などに3カ月を超えて入院している場合は対象となりません。

※いずれも所得制限があります。また手続きには診断書などの提出が必要になります。

☎ 福祉課 <sup>51</sup> 6718

### 重度心身障害者医療費受給者証などの更新手続きが必要です

現在交付している重度心身障害者医療費受給者証または重度心身障害者医療費受給者決定通知書の有効期限は9月30日までです。更新手続きが必要になりますので、お忘れのないようにご注意ください。

受付期間 9月17日(水)～30日(火)

※国民健康保険に加入しているかたは、9月中旬に郵送される新たな被保険者証が届いてから更新手続きをしてください。

受付場所 ▼福祉課福祉係 ▼十和田湖支所市民生活係

※十和田湖支所で手続きをした場合、受給者証などの交付は後日、郵送となります。

対象 身体障害者手帳1、2級、内

部障害3級(一部除く)・愛護手帳程度A・精神障害者保健福祉手帳1級に該当するかた

※ただし、所得制限があります。また、65歳以上で新規交付されたかたは対象となりません。

持参する物 ▼印鑑 ▼健康保険証

(国民健康保険のかたは新被保険者証) ▼現在お持ちの受給者証または決定通知書 ▼身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳

☎ 福祉課 <sup>51</sup> 6718

### 歩道橋の名前が決定しました

市が建設中の稲生川に架かる赤い太鼓橋の名前について、5月に一般公募していましたが、49人のかたから90作品の応募をいただきました。6月24日に開催された太素顕彰会において選挙の結果、「稲生桜橋(いなおいさくらばし)」に、決定しましたのでお知らせします。

多数のご応募ありがとうございました。

☎ 土木課 <sup>51</sup> 6732



### 漏水の発見にご協力ください

漏水は、水という大切な資源を無駄にしてしまうだけでなく、道路の陥没や冬季の路面凍結など、皆さまの日常生活に大きな影響を及ぼします。

次のような場合は、周辺で漏水している可能性がありますので、連絡をお願いします。

▼晴れているのに道路(地面)が濡れている

▼道路がへこんでいる

▼普段乾いている水路にきれいな水が流れている

☎ 水道課 <sup>25</sup> 4516

※土・日・祝日および市役所時間外 上下水道部当直 ☎ <sup>25</sup> 4511



厚生労働省  
給付金キャラクター  
カクニンジャ

☎ 福祉課 <sup>51</sup> 6749 (受付会場)

※臨時福祉給付金は対象者全員分の本人確認書類が必要です。

④本人確認書類(免許証など)

※臨時福祉給付金は対象者全員分の本人確認書類が必要です。

必要なもの

①申請書 ②通帳 ③印鑑

④本人確認書類(免許証など)

※臨時福祉給付金は対象者全員分の本人確認書類が必要です。

☎ 福祉課 <sup>51</sup> 6749 (受付会場)

受付時間 午前9時～午後4時

とき・ところ ▼9月1日(月)～10月9日(木) 市役所新館1階福祉課

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を受け付けています

対象となるかたで、まだ申請が済みでないかたは、早めに申請をしてください。